



国民健康保険料は

納期限までに必ず納付を

安定的な国保制度の運営に取り組んでいます

国民健康保険料（国保料）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費の支払いに充てる貴重な財源です。国保料は、必ず納期限までに納めましょう。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4139）

国保制度を支える保険料

今年度より、国民健康保険（国保）の運営が都道府県単位となりました。北海道が全道の医療費を推計して、必要な額を各市町村に納付金として配分し、市町村は配分された納付金を保険料として集め、北海道に納付します。

保険料は納付金を納付するための重要な財源です。国保制度を安定的に運営するために、保険料は納期限までに納付してください。

早期未納解消に取り組んでいます

国保料の納付は、6月から3月までの毎月です。帯広市では、納付忘れや未納放

夜間・休日相談窓口を開設しています

日中に相談が困難な場合は、国保課で毎週火曜日の夜間相談窓口（20時まで）と、毎月最終日曜日の休日相談窓口（8時45分～17時30分まで）を開設しているので、ご利用ください。



納期限までに保険料が支払えないときは相談してください

災害や失業、病気、その他の事由で保険料の納付が困難なときは、一定の条件を満たすと、保険料の減免などを受けられます。

また、他の事情で納期限までに納付が困難なときは、具体的な完納計画を提示いただいた上で、一時的な分割納付などができます。

納付に困ったら、滞納したまま放置せず早めに相談してください。

保険料を滞納すると

置が多額の滞納につながらないよう、コールセンターを設置し、電話による納付予定の確認や早期納付相談を実施しています。

滞納処分の取り組み

みがなく滞納額が増え続けるなどの場合は、滞納処分（差し押さえ）を実施します。また、未納期間や金額に応じて延滞金が発生します。

しているときは、世帯主が滞納処分の対象となります。

国保に加入・脱退する場合は届け出が必要です

国保を脱退するとき

通常、被保険者証（保険証）の有効期間は1年間で、有効期間が終わる前に、国保課から新しい有効期間の保険証を郵送します。しかし、滞納が一定期間続いた場合には、保険証の有効期間が半年になり、保険料の納付相談後、窓口交付になることがあります。

国保に加入するとき

国保に加入・脱退する場合は、異動日から14日以内に国保課へ届け出をしてください。国保への加入手続きが遅れると、保険料をさかのぼって請求することになります。他の保険に加入しても、自動で国保を脱退したことにはならず、保険料の請求が続いてしまうので、必ず届け出をしてください。

滞納が長期間続き、納付相談もない場合には、保険証を返還してもらおうか、更新を停止した上で、保険証の代わりに被保険者資格証明書（資格書）を交付します。

国保に加入するとき

一定の条件を満たす場合、退職後20日以内に手続きをすれば、退職後も引き続き職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）に入ることができます。希望する人は、加入していた職場の健康保険の担当窓口にお問い合わせください。

市では負担の公平性を維持するために、滞納処分を強化して滞納額を減らす取り組みを行っています。滞納処分は法律に基づき、本人に事前の了承を得ずに行うことができます。

国保の納付義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入しているも、家族の誰かが国保に加入

国保に加入するとき

資格書が交付されると、病院に支払う医療費をいったん全額自己負担することになります。支払った医療費は、申請することで7割の医療給付分を返還します。

国保に加入するとき

国保に加入するとき

国保の保険料納付は口座振替で

口座振替は、保険料が各納期限に自動的に引き落とされるので納め忘れの心配がありません。ぜひ、口座振替をご利用ください。

<キャッシュカードで簡単手続き>

国保課窓口で、キャッシュカードと暗証番号により簡単に口座振替の手続きができます。

詳細は、国保課にお問い合わせください。



対象金融機関

帯広信用金庫・北海道銀行・北洋銀行・ゆうちょ銀行

注意 還付金詐欺に注意してください!

帯広市では、保険料や医療費の還付金については必ず文書で通知しています。市職員を装って、電話で「医療費や保険料が返ってくるので、ATMへ行くように」と言われたら、それは詐欺です。医療費や保険料などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。



このような電話は、お金をだまし取る「特殊詐欺（還付金詐欺）」です。帯広警察署（☎25・0110）に相談してください。